

令和3年神奈川県議会第3回定例会 防災警察常任委員会

令和3年12月9日

佐々木(正)委員

まず、大規模災害時のエレベーターの停止への対応について伺います。私の地元の相模原市でもタワーマンションの建設が進んでおり、ビルやマンションのエレベーターが大規模地震で停止した場合に迅速に復旧させる必要があると思います。このためには、保守点検事業者が速やかに現場に駆けつけて作業を行うことが必要になってくると思いますが、県はエレベーターの早期復旧に向けてどのように取り組むのか、伺います。

危機管理防災課長

委員御指摘のとおり、災害時にはエレベーターの事業者が早期に現場に到着して復旧作業を始めることができます。しかし、災害時には保守会社の作業員も被災していることや、交通が麻痺していることも考えられ、現場到着に時間がかかることが想定をされます。

そこで、交通が規制された道路を優先的に通行できる緊急通行車両証の交付であるとか、道路の警戒情報などの提供などについて関係団体と調整を進めています。

佐々木(正)委員

この大規模地震、今日も発生していますが、エレベーターの一斉停止というのは、ビルを利用している人やマンションの居住者等にもエレベーターの中に閉じ込められるかもしれないという不安があると同時に、高層マンションの上のはうに住んでいる人たちについても、孤立を招く状況になってしまうと思います。

そこで、この問題に関しても県はどのように取り組むのか、見解を伺います。

危機管理防災課長

御指摘は高層の住宅の場合だと思いますが、高層階に取り残される住民の発生、あるいはエレベーター内に長時間閉じ込められるというケースもあるかと思います。

そういう場合にあっては、まず上層階に取り残されるという想定もありますので、県は市町村と連携して、住民や管理組合等に対して飲料水や食料、簡易トイレなどの生活用品を備蓄することや防災マニュアルの策定、防災訓練の実施などについて呼びかけるとともに、そうした取組への財政支援も行っています。また、エレベーター内の備蓄についても同様に呼びかけています。

こうした取組によって、ビルの利用者やマンションの居住者の安全・安心の確保につなげてまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

高層マンションでの住民の生活を支えるには、エレベーターが必要不可欠であると思います。地震などの自然災害が多く発生する我が国においては、エレベーターの停止というのは安全上避けて通れないと思いますので、速やかに復旧させる必要がありますし、そのための方策についても、エレベーターの保守点検に関わる事業者の方々の意見も聞きながら積極的に取り組んでいただきたい

いと思います。また、訓練においては高層マンションなどが建ち並ぶところで具体的な訓練も実施したほうがいいのではないかと私は思っていまして、その辺りも御検討いただければと思います。

次に、神奈川県地域防災計画の風水害等災害対策計画の修正について伺いたいと思います。今回、提出されている改正素案について、風水害対策はある程度災害が予見できることから、早めに対策しておくことが重要になると思います。住民の迅速な避難行動のためには、県や市町村も早めに動くことが必要となっています。そのことから、今回の修正ではそういうことが反映されているのかどうか、まず状況について確認をさせてください。

危機管理防災課長

今回の修正では、災害対策基本法の改正内容を反映しており、具体的には、災害の発生が予想される段階における広域避難に関する規定を位置づける予定です。このことにより、災害時に広域避難に必要な移動手段を市町村も確保できない場合には、知事が運送業者に搬送指示ができることとなります。

また、正常性バイアスに陥ることなく迅速に避難することを計画に位置づける予定です。この正常性バイアスは、目の前に来る危機を自分だけは大丈夫だと考えることであります、主に風水害のような危機が予見できることに対して有効な対策になるかと受け止めています。実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があることを反映させたいと考えています。

なお、県では法改正前から、県、ライフライン事業者、交通事業者、地震防災対策推進協議会において指定公共機関等である運送事業者も交えて、広域避難を含めて自治体の備えについて意見交換を行っています。さらに令和2年3月から特別警報が発表される見込みがある場合や、発表された場合における県の配備態勢を、応急体制から本部体制へと見直しており、災害が発生をするおそれがある段階においても、県の体制を整えている状況にあります。

佐々木(正)委員

よく分かりました。

コロナ禍なので、今。指定避難所を設置することとなった場合、新型コロナの感染拡大を招かないようにしなければいけないと思うのです。今回の修正で、コロナ感染症の感染拡大防止に向けて、どのような修正がなされたのか伺います。

危機管理防災課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた新たな取組について、計画への位置づけ、具体的には、マスクや消毒液など感染防止のための備蓄の推進、避難所における避難者の過密の抑制、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、避難医療体制など、新型コロナウイルスを含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進して、コロナ禍であっても安心して避難できる取組等、追記する予定です。

佐々木(正)委員

私の地元の相模原市も、県と連携をしてコロナ禍の避難所設置訓練を行いました。くらし安全防災局長はじめ県当局の方もたくさん来てくださいって、本当に感染防止に配慮した避難所運営研修が非常によい形でできたと認識していま

す。避難所の設置訓練など、リアリティを持った避難訓練は大変重要であると、以前から私は申し上げているところがありますが、住民と現場と一体になって一緒にリアリティのある訓練などの課題を地域防災計画に位置づけていくことが重要だと思います。とかく地元の避難訓練など見ていますと、訓練のための訓練になっていないか、形骸化していないかというところを危惧するところもあるので、この辺りがどのように位置づけられていくのか、また取り組んでいくのか、最後にお伺いします。

危機管理防災課長

地域防災計画の風水害等災害対策計画では、災害時応急活動事前対策の充実として、防災訓練の実施を規定し、現状、課題取組の方向を示して実践的な訓練を実施することとしています。今回の修正に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えて、感染症対策に配慮した避難所開設、運営訓練を積極的に実施することについて計画に位置づけたいと考えています。

実際の訓練の詳細については、その都度ガイドライン等により市町村や住民の方に対して丁寧にお示ししてまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

実際の大雨や台風が来た場合に、迅速に避難を、72時間前、48時間前からしていただくことが重要なのですが、そういう訓練は地元でほとんどできていないのです。私はそれをしたほうがいいとずっと訴えていますが、実際はなかなか難しいです。だけど、それをするかしないかというのが、今後、防災減災を社会の礎にしていかなければいけないと思っている私としては、そこを県と市町村が一体となってどれだけできるか。おじいちゃん、おばあちゃん、一人暮らしの方等、そういう方を避難所まで連れて行く訓練も同じだけ大事なのではないかなというところも、よくよく私は考えていますが、そういうことも含めてリアリティのある訓練をしていただきたいと思います。様々な課題も市町村と一緒に考えながら進めていただくことを要望して、この質問は終わります。

次に、神奈川県の防災行政通信網の再整備事業の工事請負契約の内容について伺います。県の機関の整備対象局には、今、県庁はじめ各地域の県政総合センター、それから土木事務所などが拠点となっているようですが、自然災害に加えて今回コロナがありましたので、感染症による危機事象に対しても、今後対応していくことが必要だと考えています。

こうした中で、実動部署と通信環境を確保することは大変重要だと考えていますが、一方で、市町村の土木事務所や保健所設置市の現状には拠点を設けないようありますが、市町村における拠点の設置をどう考えているのか確認をいたします。

くらし安全防災局企画調整担当課長

防災行政通信網は、大規模な災害の発生により一般の通信回線が断絶するような場合でも、有線系あるいは衛星系などの専用回線を使用して、主要な防災関係機関との確実な情報受伝達を可能とするものです。災害対策基本法や気象業務法等に基づき、気象傾向などの県からの通知や指示を受け、被害状況などを報告する市町村の防災主要部署と、最低限確実な連絡環境を確保する必要が

あることから、各市町村の防災部門と消防本部に拠点を設けることとしています。

佐々木(正)委員

市町村の土木事務所や保健所設置市の保健所のなどでも、災害時に通信手段の確保は必要だと思います。特にコロナもありますので。そういう拠点を有しない出先機関などでも防災行政通信網の機能で連絡を取ることが可能なのか、また、市町村の災害対策本部と実動部署間の通信環境の確保など、これらの機関と県の災害対策本部との通信環境の確保に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

くらし安全防災局企画調整担当課長

防災行政通信網の再整備に当たっては、スマートフォン型の専用端末などで屋外の災害現場などとも直接連絡を取れるようにする予定です。スマートフォン型の専用端末があれば、拠点以外の機関とも情報の受伝達を行うことは可能です。

県は今回の再整備により、各拠点に一定数の専用端末等を標準設備として配備する予定ですが、市町村からの希望で、端末などの追加費用を負担していただくことを前提に増設することは可能です。

一方、各市町村では役所内の連絡手段として、平時に使用している内線電話や庁内の情報共有システムが使用できない非常時に備え、防災無線を配備しているのが一般的です。今年の6月、送受信端末などのおおむねの全体配備台数を把握するため、県から各市町村に追加設置希望の調査をした時点では、耐用年数を迎える防災無線からの切り替えなどに加味しまして、消防本部を除いても23の市町村から専用のスマートフォン型の端末やIP電話機等の追加要望を頂戴しているところです。

今後、通信網の再整備工事に係る議案の御審議を経て、本契約に至る際には、全体の整備費用が固まってまいりますので、改めて市町村に増設希望調査を行う予定です。その際、県から役所内の保健所や土木事務所などとの連絡手段にも活用が見込めるということは改めて御案内し、追加配備希望について回答を頂くよう御案内してまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

防災行政通信網が、災害時に防災関係機関と確実に情報を受け取るための重要な情報基盤だと思いますので、災害時に重要な役割を果たす市町村の実動部署と、いざという時、確実に連絡を取り合える環境を整備することは大変重要なと思います。県の積極的な対応、話し合い等を鋭意に行っていただくことを要望いたします。

最後に、高圧ガスの地震防災緊急措置訓練に対する風水害想定の導入について御質問させていただきます。この訓練は、地震時の訓練を行うものと、今まで思われていますが、昨今、県ももちろん掌握して検討されているとは思いますが、台風や大雨による水害、熱海の土砂災害、高潮被害などの自然災害が発生していますので、高圧ガスを扱う際には風水害による被害も想定されるために、風水害による緊急措置訓練は実施すべきではないかと、このように思っています。

ですからこの名称自体も、地震防災緊急措置訓練ということなので、地震を

取るなどして、風水害も対応できるような訓練をしていきたいと思いますが、最後にお伺いいたします、
工業保安担当課長

本訓練は、地震発生時における L P ガス容器の提供や、交通事故等を想定した緊急措置訓練を行っていますが、併せて L P ガスのボンベを避難所に運ぶという訓練も実施しています。この訓練は地震を想定していますが、風水害時にも応用が可能なものと考えていましたが、訓練の内容については、毎年関係機関が集まりまして、その時世に応じて内容を検討しています。委員から御指摘がありましたように、頂いた御意見を参考にして、風水害に対しても来年度以降の訓練の内容に応用できるかについて検討させていただきたいと考えています。

佐々木(正)委員
終わります。